

平成 30 年度 社会福祉法人南高愛隣会 事業計画

新ミッション 「生きる誇りへの、挑戦」

<総論>

平成 29 年 10 月に法人は設立 40 周年を迎えた。人口減社会の中で、長崎県においても、平成 27 年当時で 137.7 万人だった人口は、2040 年には約 105 万人になると推定されている。法令遵守は勿論のこと、サービスの質と共に労働生産性を追求し、持続可能な体制をつくっていかねば、サービスを提供し続けていくことは難しい。

平成 30 年度は、人口減少と労働生産性を意識した業務改善の取り組みの第一歩の年となる。利用者の個人情報・支援情報をデータベースで管理する「ケアコラボ」の導入、事業所ごとに作成していた書式の整理、送迎の効率化の検討を行うことで、間接業務の削減をめざす。

サービス面では、平成 30 年度 障害福祉サービス等報酬改定で挙げられたテーマの中で、特に障がい者の重度化・高齢化を踏まえた、地域生活の支援の充実に取り組む。単身生活者を支える「自立生活援助事業」の開始、重度・高齢化を支えるための GH の建設と共に、「地域生活拠点」や「共生型サービス」についても検討を始める。

ただし、これらの取り組みは、理念抜きには単なる形だけに終わってしまう。核となる新しいミッション「生きる誇りへの、挑戦」の浸透を目指す。

1. 平成 30 年度の重点項目

(1) 法人理念・ミッションの浸透

- 平成 29 年度に完成した新ミッション・スピリットの浸透。ミッション・スピリットを象徴する各種ツールの作成（ユニフォーム、社章等）。
- 法人 40 周年を記念した職員を対象とした記念式典の開催（平成 30 年 9 月）。
- 田島良昭顧問の歩みをまとめた著作集の発行（平成 30 年 9 月）

(2) 労働生産性を意識した向上に向けた取り組み

- 利用者の個人情報・記録をデータベースで管理する「ケアコラボ」の全社導入。
- コンプライアンス委員会の立ち上げ。業務改善委員会にて書式及び送迎体制の効率化の検討。

(3) 地域での安心を支える仕組み【共同生活援助】【生活介護】【短期入所】【自立生活援助】【相談支援】

- 重度・高齢化への支援
 - ・ 賃貸型、建設型ホームにより、重度・高齢化の方を支える体制の充実（さいごう：池田住宅、県央西：ながたホーム、佐世保中央：大塔町に GH の建設）
 - ・ 障がいの方を支援する日中サービス支援型グループホームの開始（県央東：高来の家・つどい）
 - ・ 日中系事業所で介護保険事業を併設出来る共生型サービスの検討（雲仙地区、諫早地区）。
- 地域での暮らしを支える
 - ・ 単身生活を支える自立生活援助事業の開始（雲仙地区、諫早地区）。
 - ・ 事業所の拠点化および地域生活拠点の検討（雲仙地区、諫早地区）。
 - ・ 保証人をはじめとする住宅賃貸に必要な体制の検討

(4) 適切な給与（工賃）を支給できる事業所へ【就労継続支援 A 型／就労継続支援 B 型】

- 【就労継続支援 A 型】利益率を重視した就労収入増への取り組み
- 【就労継続支援 B 型】平均工賃 3 万円（純利益年間 720 万円）を支払えるメニューの充実。
 - ・ 「久遠チョコレート」とのタイアップ推進（わーくしまばら）、ジェリーズポップコーンの販売力と収益向上（わーくさせぼ）
 - ・ 農福連携の促進、そうめん加工の集約化による地域活性化（ハローフレンズ：アスパラガス、わくわく：和牛管理の機械化、コロニーエンタープライズ：そうめん加工場）の検討
 - ・ 高齢化の利用者が働き続けられる屋内作業を中心とした事業所の検討（雲仙地区）

(5) 新事業【地域再犯防止推進モデル事業・就労定着支援事業】

- 地域再犯防止推進モデル事業の開始（県下全域）。
 - ・ 入口支援（被疑者・被告人支援）と効果的支援のための自治体を巻き込んだネットワーク作り
- 就労定着支援事業の開始（諫早地区）。
 - ・ 福祉から一般就労につながった障がい者への働き続ける為の就労定着支援（わーくかんまち）

(6) サービス内容の強化

- 多様化・複雑化している利用者の方の支援ニーズに合わせ、的確な支援が提供できるよう、積極的に専門技術を取得することにより、サービス内容の向上を図る。（支援技術の向上と標準化）
 - ・ 支援ツールとしての IT の活用方法についての検討（B 型／職業訓練／生活介護・障がい児）
 - ・ 発達状況を測る評価表の導入（障がい児）
 - ・ 「楽しみ」を感じるメニュー・活動の充実（生活介護）
 - ・ ダウン症の利用者の状態調査、高齢化に対する研修（全事業）
 - ・ 記録の書き方について学び、決められた時間に適切な内容が書けるようになる（全事業）
- 「意思決定支援」への取り組み
 - ・ 福祉系大学の大学生による利用者アンケートの継続実施（調査票の再検討）
- 「No culture, No Life」というテーマの実現に向け、芸術活動やスポーツを積極的に推進し、豊かな地域生活の充実を目指す
 - ・ 各地区でクラブ・文化活動の推進
 - ・ アールブリュットフェスティバル（12 月）の開催
 - ・ 文化庁芸術家等派遣事業の申請。長崎県教育庁等と連携し県内学校関係へ派遣予定（瑞宝太鼓）。
 - ・ 障害者芸術文化活動普及支援事業の申請（予定）。障がい者の芸術活動の充実・ネットワーク化。

(7) 法定監査の実施

- ・ 会計監査人を設置し、公認会計士による監査を実施し、ガバナンス強化と財務規律の強化を図る。

2. 事業の変更点

- ・ 新規事業

自立生活援助事業	平成 30 年 4 月～
就労定着支援事業	平成 30 年 7 月～

- ・ 新規施設整備 ※大型整備のみ

【建設】

ながたホーム（諫早市長田町）	県央西（共同生活援助）	平成 31 年 3 月竣工予定
----------------	-------------	-----------------

佐世保拠点事業所 (佐世保市大塔町)	わーくみかわち (生活介護) わーくさせぼ (就労継続支援 B 型) はびねす (相談支援)	平成 31 年 4 月事業開始予定
雲仙市愛野町拠点事業所 (雲仙市愛野町)	わくわく (生活介護) すくすく (放課後等デイサービス、児童発達支援) ほっと (居宅介護) 民間学童 ※新設	平成 31 年 6 月事業開始予定

【借用】

池田住宅南・北 (雲仙市瑞穂町)	さいごう (共同生活援助)	平成 30 年 8～9 月完成予定
新規グループホーム (佐世保市大塔町)	佐世保中央 (共同生活援助)	平成 31 年 4 月事業開始予定

3. 平成 30 年度 各サービスの方向性

【就労継続支援 A 型】

規制緩和等により全国的にも様々な企業参入が進み、事業所数は、この 5 年間で約 2.4 倍と急増している。事業所によっては、実態のない事業体や本来の目的とはかけ離れた不適切な活動内容、質の低いサービス等、中には悪質と言わざるをえない事業所も出てきている。平成 28 年、平成 29 年には法に基づいた指導・勧告等措置により、広島、岡山を中心に全国各地で事業所閉鎖・破綻に伴う大量解雇等が行われ、社会問題化している状況である。

そうした中、当法人においては、適正運営に向けて経営実態の把握と情報公開を行った。平成 30 年度は、『働く誇りと職業自立～市場に打ち勝つ商品開発と販売強化～』をテーマに、就労の質の向上はもとより、支援の適正化を基本に、これまで以上にお一人お一人の可能性を發揮できる職場づくりに取り組んでいきたい。また、市場に打ち勝つ商品開発と販売強化等により企業的に事業経営を行うと共に、地域との連携を通じて、地場産業としての役割を發揮できる基盤整備に努めたい。

・賃金平均額 (30 時間以上) (就労継続支援 A 型)

事業所名	地区	平成 28 年度	平成 30 年度目標
コロニーエンタープライズ	雲仙市	112,056 円	127,170 円
味彩花	雲仙市	114,060 円	121,983 円
ブルースカイ	諫早市	112,683 円	132,412 円
瑞宝太鼓	雲仙市	117,851 円	116,242 円
全国平均 (平成 27 年度)		67,795 円	
長崎県平均 (平成 28 年度)		80,077 円	

【就労継続支援 B 型】

平成 30 年度報酬改定においては、平均工賃月額に応じた 7 段階の基本報酬設定が打ち出され、メリハリのある報酬設定となった。就労継続支援 B 型事業は、働く場の提供および高い工賃支給を通し、地域での自立した生活に繋げていくという役割がある。しかし、現状では各事業所において目標とする平均工賃 3 万円の支給はできていない。

平成 30 年度は、共通テーマとして「就労収益の増収と高い工賃支給」を掲げ、就労体系の見直し・充実を図ると共に、昨年立ち上げた自前事業の久遠チョコレート、ジェリーズポップコーンの更なる生産・販売力の強化・充実に努めていきたい。

・平均工賃月額 (就労継続支援 B 型)

事業所名	地区	平成 28 年度	平成 30 年度目標
わーくいさはや	諫早市	21,500 円	23,126 円
ハローフレンズ	雲仙市	23,393 円	26,703 円

コロニーエンタープライズ	雲仙市	27,112 円	31,543 円
あいりん	雲仙市	11,456 円	14,560 円
わーくあぐり	長崎市	16,635 円	—
わーくさせぼ	佐世保市	17,111 円	21,401 円
わーくしまばら	島原市	17,468 円	21,000 円
全国平均（平成 27 年度）		15,033 円	
長崎県平均（平成 28 年度）		15,919 円	

【就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、職業能力開発訓練】

平成 30 年度は、諫早に就労系拠点事業所を立ちあげる。就労系拠点事業所では、企業での就労及び職場定着や地域生活の質の向上を支援・訓練する就労トレーニング事業所の 4 つの事業所（長崎障害者就業・生活支援センター、わーくかんまち、長崎能力開発センターポストック科、リンク）がまとめ、職業相談→職業訓練→就職→定着支援までのワンストップ支援を目指す。

また、新規事業である就労定着支援事業にも積極的に取り組んで行く中で、地域全体を巻き込んだ就労定着の在り方についても検証していきたい。

拠点化することにより各事業所に分散している人材を一箇所に集め、職員間の相互連携の強化と人材育成の強化を図っていきたい。

【生活介護】

現在、国では、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供する仕組みの推進を図ろうとしている。その中で平成 30 年度の報酬改定では、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けられる、『共生型サービス』が制度化される。こうした方向性に対応するために、設備の整備と共に、専門技術を習得していくことが求められている。

平成 30 年度は、各事業所において専門技術の向上やサービス内容の充実に取り組み、他事業所との競争力をつけていく。

【障がい児サービス】

国は、平成 24 年児童福祉法改正以降からの急激な事業所数及び利用児童数の増加によって、サービスの質の低下が指摘されたことなどから、放課後等デイサービス事業所等の運営、サービスの質、利用実態等の現状を踏まえ、29 年 4 月には基本ガイドラインを示すと共に、開設要件の厳格化、有資格者の配置と報酬単価を連動させることを示し、更に今回の報酬改定では利用する児童が障がい特性に応じた適切な支援を受け生活能力の向上が図られるよう適切な評価における報酬体系が打ち出され、いわば支援の適正化とサービスの質の向上が重視されたものといえる。

平成 30 年度は、新たに示された報酬改定事項を適格に遵守しながら、法人内の 3 事業所（ふたばっこ club、すくすく、デイサービスさくら）において、各地区での拠点化となる複数事業所間のスケールメリットを生かしながら、専門職としての技能を磨いていく。また、「利用児、ご家族から選んでもらえる支援環境と楽しむ集団療育」の構築に向け、当法人ならではの質の高い深みのある障がい児サービスを目指し、チームとなって事業運営に取り組んでいく。

【共同生活援助（GH）】

現在、法人が運営するグループホーム事業は 13 事業所、145 棟（夜勤支援 3 棟・宿直支援 16 棟・サテライト支援 3 棟・夜支援 122 棟）で地域生活を支えている。

現在、利用して下さっている方（392 名）の内、10 年後に 60 歳以上を迎えられる方が 110 名（現在 36 名）となる。加齢による変化に応じた支援の提供が必要となってきている。その為、各地区において障がいの重い方が安全に暮らしていくことのできるホーム建設を実施（長崎・島原・長崎）又は計画（佐世保・雲仙）している。

平成 30 年度の重点取り組み事項は、「自立生活援助事業との連携」「個別支援の充実～楽しみのある暮らし～」「更なる地域密着へ」「グループホームからの更に一人暮らしを支える」「ICT で支援の幅を

広げる」を挙げている。

今後も GH 事業種でのつながりを強化し、ご本人の力を阻害しない基本支援姿勢の統一や次世代を担う支援者の養成に力を入れていきたい。また、全事業所で支援記録 ICT ツール“ケアコラボ”を導入する。情報共有や効率性の向上を行い、派生した時間で個別支援の充実や利用者の「～したい」をサポートできる支援を創っていく。

【短期入所】

短期入所事業は、緊急時の受け入れ、ご家族のレスパイト（一時休養）、利用者様のご自宅以外での生活体験等に対応し、在宅生活を支援する事業である。

平成 30 年度は、諫早地区（8 名）、雲仙地区（4 名）、長崎地区（1 名）の 13 名の定員枠となる計画である。諫早地区においては、3 事業所で対象者や役割を明確化し、共通パンフレットを作成し広報活動を行うなど、連携して利用者様のニーズに応えていきたい。雲仙地区においては、現在は児童を中心にサービスを提供しているが、愛野地区への拠点事業所整備に向け広域的な視点で今後の短期入所事業を検討していきたい。長崎地区では日中事業所と連携し支援の質の向上を目指したい。平成 30 年度は、各地区で「また来たい」「また泊まりたい」と思っただけのサービスを提供し、在宅生活がより充実して継続できるように利用者様とご家族を支援していきたい。

【相談支援】

平成 29 年度は、県下 5 か所にあった事業所を 3 か所に集約し（島原・雲仙・諫早地区について拠点を一つに集約）、マンパワーの確保と相談員の資質向上、サービス等利用計画の中身の充実を図ることに重点をおいた。平成 30 年度においても法改正の中でモニタリング頻度を高め、さらなる中身の充実と質の向上、事業所の体制強化が求められている。そういった背景の中で、多様なニーズに対応できる相談員のスキルアップ、各分野の関係機関との連携・役割分担をしっかりと行いながら一つひとつのケースに丁寧に対応していきたい。加えて、各地域の情報・動向、ニーズを内部事業所へフィードバックし、相談支援専門員としての視点や客観的な意見、有益な外部情報を伝える役割としても機能させていく。

【精神障がい者への支援】

平成 30 年度の障がい福祉サービス報酬改定において、「精神障がい者の地域移行の促進」が 1 つの重点項目となり、新たな加算の創設、実績評価が盛り込まれた。

当法人において、精神障がい者支援を行う事業所は、ACT（包括的地域生活支援プログラム）を実践する「訪問看護ステーションきらり」と、自立訓練（生活訓練）と生活介護の多機能型事業所「リンク」である。平成 30 年度、「訪問看護ステーションきらり」は、訪問看護を通し、医療と福祉の連携に努め、地域精神医療における支援の充実を図ることをテーマとする。動機づけ面接法、家族心理教育の学びは継続し、更なる専門技術の向上に努めると共に、新たに利用者様へ余暇活動を提案・実施していきたい。

「リンク」は、今年度前期に諫早就労拠点事業所へ移転し、就労支援事業所と一体的な運営を行う事となる。精神障がいのある方々が“就労”を身近に感じる環境の中で、自己肯定感を高め、次のステップへ挑戦できる様に各種プログラムを充実していきたい。また、リンクのこれまでの取り組みが精神障がい者の就労支援に活かせるように各事業所と連携を図っていきたい。

【罪を犯した障がい者への支援】

平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行され、29 年 12 月に国の再犯防止推進計画が閣議決定された。これを受け、法務省は入口支援（被疑者・被告人支援）を含めた「地域再犯防止推進モデル事業」を全国約 20 か所で実施することになっている。長崎県もその中の一つである。これまで実施に向け、長崎県と長崎保護観察所と協議を重ねてきた。

30 年度はこの「地域再犯防止モデル事業」を軸に、長崎定着を中心に、あいりん・さつき、雲仙・虹がより密な連携をとりながら、地域の再犯防止推進に係るネットワークを形成していきたい。その一つとして、地域のネットワーク協議会等に参画していくことで、自治体の再犯防止推進計画の策定等に貢献していきたい。

また、入口支援に係る新たな支援の枠組みを、地域の自立支援協議会等のネットワークを有機的に動かすことで構築していきたい。

そういう意味では、30年度は触法事業の「第2ステージ」の位置づけ、新たな使命感を持って地域機関を巻き込みながら、ネットワーク支援を実践していきたい。